

宗光寺山門の新高山城からの移築説に対する疑問

佐藤 大規

一、緒言

広島県三原市本町に所在する宗光寺は、小早川隆景が居城を新高山城（三原市本郷町）から三原城へ移す際に新高山城内に存した匡真寺を移したと伝えられている^①。重要文化財に指定されている宗光寺山門は、『増補三原志稿』や文化庁編『国宝・重要文化財建造物目録』、『重要文化財宗光寺山門修理工事報告書』^②によると、天正十年（一五八二）に新高山城内に存した城門を移築したとされている。しかし、いずれについても信用のおける史料に基づいたものではなく、それを直ちに信用することはできない。

また、この山門は四脚門（四足門）という形式で建てられているが、城門は高麗門・櫓門・薬医門などといった形式とするのが普通で、四脚門とする例は管見にはない^③。城内において四脚門が建てられるとすれば、二条城二の丸御殿唐門などのように御殿の表門としてである。ところで、宗光寺山門の桁行は二十尺（六・〇六一メートル）もあり、大徳寺勅使門の二十尺五寸（六・二メートル）などと並んで、国宝および重要文化財の指定を受けている四脚門としては、全国最大の規模を有している。また四脚門は、古くから格式の高い門とされていて、『倭訓栞』によれば、親王家や大臣家といった特に身分の高い者や有力社寺にしか建てることはできなかった。新高山城を本拠としていた頃の隆景は毛利麾下の武将にすぎず、宗光寺山門のような巨大な四脚門を表門とするような大規模な御殿が新高山城内に存した可能性はほ

とんどないし、そもそも四脚門を建てることのできる格式を有していなかったと考えられる。

本稿では、新高山城から移築したという通説に対して疑問点を挙げ、さらに四脚門という宗光寺山門の形式および細部意匠から推察される建築年代などから、新高山城からの移築とすることが妥当ではないことを示したい。

二、宗光寺の沿革

宗光寺は、『三原志稿』、『増補三原志稿』との関係は後述）によると、もとは新高山城内に存した匡真寺を移したものである。匡真寺は、天正五年（一五七七）に小早川隆景が父母の冥福を祈るために建立した臨濟宗の寺院である。新高山城内にあった時の規模などは詳らかでないが、現在、新高山城跡には匡真寺跡と伝えられる場所があり、ここでは建物の基壇跡や庭園跡と推測される遺構などを確認することができる（図一）。

三原城下への移築に際しては、わざわざ当地にあった万福寺を他所へ移し^④、寺領として小早川氏と毛利氏から合計八百石が付与されたという。隆景や元就夫婦の位牌が納められていたことから、小早川氏の厚い保護下にあったと思われる。

慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原の戦い後、小早川氏は備前に国替えとなり、代わって福島正則が入国すると、匡真寺は曹洞宗に改められ

た。また慶長六年に正則の養嗣子の正之が死去すると、その菩提寺となり、小早川隆景と福島正之の法号から泰雲山宗光寺と寺号を改めたと伝えられる。元和五年（一六一九）に福島氏が改易となり、浅野氏の支配下になっても高い寺格を有していた。

その後、享保十年（一七二五）に火災に遇い、山門以外のすべての建築は焼失した。本堂は、寺伝や外陣正面中央間の上部に設けられた欄間の縁に残る墨書銘などから、享保十三年から遅くとも寛保四年（一七四四）までに再建されたと考えられる。そのほかの諸堂も引き続いて再建が行われたらしい。現在は、本堂・庫裏・山門・禅堂・経堂・地藏堂・衆寮・鐘楼が残る（図二）。

山門は、前述したように天正十年に新高山城の城門を移築したものとされている。建築年代を示す史料は残っていないが、新高山城からの移築を仮に是とするならば、『佛通禅寺住持寺記』によると、新高山城は天文二十一年（一五五二）であるから、それから天正十年の間ということになる。古文書によると江戸時代から明治に数度の修理が行われた。昭和二十八年（一九五三）に重要文化財に指定され現在に至る。

三、山門の概要

宗光寺山門は、一間一戸の四脚門である（図三―七）。本柱を円柱、控柱を面取の角柱とする。梁間方向は、腰長押、腰貫、頭貫で繋ぎ、桁行方向は本柱間を冠木、控柱間を虹梁形頭貫でそれぞれ繋ぐ。控柱の柱頭から出した木鼻は、掛鼻として頭貫とは別材とする。また梁間と桁行では、その形態が異なる。背面の控柱を繋ぐ虹梁形頭貫と木鼻には渦巻と若葉が彫られているが、その形態から十九世紀初め頃の後補材と考えられる。冠木は成より幅を大きくする長方形断面で、本柱の上に載せ、それを頭貫と女梁とで挟んで固定している。本柱が冠木

を貫通しない新式となっている。

控柱上には連三斗を組み、その上に実肘木を載せ、軒桁と妻の虹梁を受ける。本柱上には、平三斗を組み、その上に実肘木を載せ、妻虹梁の中央を支える。また巻斗からは拳鼻を出す。控柱間を繋ぐ虹梁形頭貫上には、中備として中央に出三斗を組み、その両脇に本幕股を置く。それぞれその上に実肘木を載せ、出三斗は軒桁と虹梁、本幕股は軒桁をそれぞれ受ける。冠木上は、中央に本幕股を置き、その上に斗と実肘木を載せ、虹梁を受ける。また斗からは若葉の彫刻を施した大振りの拳鼻（花肘木）を出す。

妻は、梁間方向に渡した妻虹梁すなわち大虹梁の上に、中央に妻束、その左右に本幕股を載せ、それぞれその上に斗と実肘木を載せ二重虹梁を受ける。虹梁を支える幕股は、板幕股とするのが普通であって、彫刻を施した本幕股では、重量を支えきれず圧壊する可能性がある。本例は変則的と言える。二重虹梁上は、中央に大瓶束を載せ、その上に斗と花肘木（実肘木の持送りのように納まる）、実肘木を載せ棟木を受ける。また大瓶束の柱頭からは梁間方向に木鼻を出す。四脚門において二重虹梁とすることや、二重虹梁幕股と二重虹梁大瓶束を組み合わせたような構成とする妻飾は、ほかに類例がない。桁行中央は、控柱虹梁形頭貫上の出三斗と冠木上の本幕股の上に梁間方向に虹梁を渡し、その上方は妻飾と同様の構成とする。

軒は二軒繁垂木として、地垂木、飛檐垂木とも反りを持つ。また屋根は切妻造の本瓦葺とする。扉は横棧に縦板張で、冠木と蹴放に取り付けた藁座に釣り込む。普通、四脚門では唐居敷を本柱下に設けて、それと冠木の間に扉を釣り込むものであり、宗光寺山門のように藁座を用いている例はほとんどない。

なお、二重虹梁と同高に化粧母屋桁を加えているが、類例は乏しく珍しい形式と言える。これは桁行中央にも二重虹梁を加えたため、二重虹梁の梁尻を留めるために必要な措置と考えられる。

四、通説の史料的根拠に対する疑問

宗光寺山門が新高山城の城門を移したとする説は、広く流布している。ここでは、その通説に対して疑問点を挙げることにする。

『三原志稿』は、広島藩が国郡志の編纂をするために各地に命じて提出させたものの一つである。文化八年（一八一二）に青木光延によって編纂が開始され、文政二年（一八一九）に息子の充実によって完成したとされる。国郡志編纂のために広島藩に提出した清書本の所在は不明で、写本として内閣文庫本と青木自筆稿本の二冊が存在していたが、青木自筆稿本は、現在紛失している。内閣文庫本は、広島藩に提出した清書本を明治になって書写したものと考えられている。

『三原市史』第四巻資料編一に活字化され収録されている『三原志稿』は、内閣文庫本を底本としたものである。

『増補三原志稿』は、三原図書館の初代館長、沢井常四郎が青木自筆稿本を底本として、それに多少の増補を加えたもので、大正元年（以下、大正本とする）と昭和十年（以下、叢書本とする）の二度刊行されている。『増補三原志稿』の宗光寺山門の項には、新高山城からの移築を示す記述がある。すなわち、「大門 此門は沼田の高山城門を移したるもの三百数十年の年数を経たるものなり」（大正本）と「大門（此門門は沼田の高山城門を移したるもの）」（叢書本）である。大正本と叢書本では、新高山城からの移築を示す内容に違いはないものの、文章が相違している。また、このような記述は、清書本を書写したとされる内閣文庫本には見られない。青木自筆稿本だけにあった記述とも考えることができるが、大正本と叢書本では、その文章が変わっている。沢井が増補をした際に、書き加えたと考えられるのが自然であって、青木自筆稿本にそのような記述があった可能性はほとんどないと考えられる。

したがって、『増補三原志稿』における新高山城からの移築を示す

記述は、沢井が何を根拠にこの一文を付け加えたのかは定かでない、史料的根拠がないので信用することはできない。

次に、『国宝・重要文化財建造物目録』と『重要文化財宗光寺山門修理工事報告書』についても述べておく。

『国宝・重要文化財建造物目録』は、文化財保護法により、国宝および重要文化財に指定された建造物を都道府県別に収録したもので、名称をはじめ構造形式や建築年代などが記されている。文化庁の編纂によるもので、公式の見解と言えるものである。

宗光寺山門の建立年代の項を見てみると、「桃 天正十年移築（旧高山城門）」と記されている。しかし、その根拠となる史料は提示されていない。同目録では、建築年代や移築年代を記したほとんどの場合、その根拠となる史料（墨書銘・棟札・古文書など）を「」で挙げている。宗光寺山門の項においてそれが示されていないということは、史料的根拠が曖昧ということを表していることにほかならない。したがって、その記述内容を信用することはできない。

次に『重要文化財宗光寺山門修理工事報告書』は、昭和四十四年から四十五年にかけて行われた解体修理工事の報告書である。この報告書には、「山門はもと高山城の城門であったが、天正一〇年（一五八二年）、三原へ移城の際に当寺の山門として貰い受け、移築したものと伝えられている。」とあり、宗光寺山門は、天正十年に新高山城の城門を移築したという説を採っている。その根拠として挙げているのは、明治二十七年（一八九四）に宗光寺が提出した古寺保存金下附願の内の山門取替材についての記載である。しかし、この文書は、明治に書かれたものであり、しかもこの文書を書くにあたって、宗光寺がどのような史料を根拠としたのかは定かでない、伝聞などをもとに書かれた可能性が高いものである。したがって、同文書に史料上の価値は全くなく、それを移築の根拠として挙げている同報告書の見解は正しくないと言える。

以上のように、宗光寺山門が新高山城の城門を移築したとする通説

は、いずれも史料的根拠が乏しいことが明らかとなった。

五、形式・規模および建築年代による

移築説に対する疑問

形式・規模

すでに述べたように、宗光寺山門は、二本の支柱の前後に控柱が立つ四脚門という形式で建てられている。四脚門は、『和訓栞』や『海人藻芥』によると親王家や大臣家という特に身分の高い者や有力社寺にしか建てることのできない、極めて格式の高い門であった。『年中行事絵巻』によると後白河法皇の法住寺殿は四脚門であるが、それより規模の小さな寝殿造の邸宅は棟門となっている。また十六世紀後期の『洛中洛外図』（上杉家本）によると内裏や足利將軍邸は、四脚門であるが、細川邸や典厩邸（細川氏）・武衛邸（斯波氏）といった室町幕府における有力大名の邸宅は棟門となっている。

小早川隆景が新高山城内に建てた門であるならば、その建築年代は、上限が天文二十一年、下限が天正十年ということになるが、その頃の隆景は、毛利麾下の有力武将にすぎなかった。したがって、有力大名ですら建てることのできなかった四脚門を隆景が建てることは、格式の面からして不可能であったと考えられる。

また城門は、名古屋城二の丸大手二の門や姫路城菱の門、宇和島城上り立ち門といった現存例から分かるように、高麗門・櫓門・薬医門といった形式で建てるのが普通であり、四脚門で建てられている例は管見がない。城内に四脚門が建てられるとすれば、二条城二の丸御殿唐門のように將軍家や特に格式の高い大名家の御殿の表門としてである²⁵。新高山城は、現在の所未発掘であるため、御殿の有無は明らかとなっていない。しかし、本丸跡に礎石がいくつか露頭していること、永祿四年（一五六一）に毛利元就が新高山城を訪れた際の記録から建

物の規模や配置などは分からないものの、新高山城に御殿が存在したことを否定することはできない。

前述したように宗光寺山門の桁行は二十尺もあり、大徳寺勅使門（二十尺五寸）・泉涌寺大門（十九尺八寸）・本願寺唐門（十九尺八寸）などと並んで国宝および重要文化財の指定を受けている四脚門としては、最大級の規模を持つている。この規模は、徳川幕府が後水尾天皇の行幸に際して建立したと考えられる二条城二の丸御殿唐門の二十一尺より僅かに小さいものの、ほとんど同等と言えらる。そのため、宗光寺山門が新高山城の御殿の表門であったなら、その御殿の規模は、二条城二の丸御殿と同規模でなければならぬと考えられる。しかし、小早川隆景には格式・財力の不足、また新高山城に大規模な御殿を建てる敷地がないといった種々の点から、宗光寺山門のような規模を持つ表門が必要となるような大規模な御殿が新高山城に存在した可能性はほとんどないと考えられる。

ところで、群馬県高崎市に所在する箕輪城で、発掘調査の結果、四脚門の礎石とされる遺構が検出されている。発掘調査報告書によると、四脚門跡とされる遺構は、御前曲輪西側の土塁が切れている箇所²⁶にあり、礎石が六個と雨落溝を兼ねた石組排水溝などが検出されている（図八）。しかし、格式の高い四脚門において排水溝は、門の外側を通すもので、門構内に通した四脚門は類例がない。また北東の礎石（S3）が桁行において対応する礎石（S6）の筋とずれた位置にある。そこでこの遺構は、一間に二間の櫓門跡と考えたい。櫓門の控柱の位置は、自由な位置に置くことができるので、箕輪城のようにずれた位置にあっても問題がない。また、排水溝が内部を通るのも櫓門であれば類例は少なくない。さらに梁間の礎石間に敷かれた石は、上に壁があった地覆石と考えられ、そのような四脚門は存在しない。

なお、新高山城内には、宗光寺に移築したとされる匡真寺があり、その門であった可能性も考えられる。ところで、山口県山口市に所在する洞春寺は、毛利元就の菩提寺である。元々この地には大内盛見が

大内弘世、義弘の菩提を弔うために建立した国清寺があったとされ、重要文化財の洞春寺山門は、建築様式から室町時代中期頃の建築で、国清寺の門であったと考えられている²³。この洞春寺山門の桁行は、十二尺四寸で一般的な四脚門の規模である。宗光寺山門の桁行は二十尺で洞春寺山門の規模を遙かに超えている。有力守護大名であった大内氏の菩提寺の門より巨大な門を、毛利麾下の武将であった隆景に建てることができた可能性なく、匡真寺の門であったとは考えられない。

建築年代

宗光寺山門の正面控柱を繋ぐ虹梁形頭貫（写真一²⁴）には、渦巻と若葉の彫刻がある。渦巻は、室町時代の類例があるが、若葉の彫刻を施した類例は、慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原の戦い以前には管見にな²⁵い。それに対して、いずれも豊臣秀頼による慶長七年の泉穴師神社本殿（大阪府泉大津市）（写真二）や慶長九年の聖神社本殿（同和泉市）（写真三）、慶長十一年の金剛寺御影堂（同河内長野市）（写真四）など、関ヶ原以降は類例が少なくない。このことから、宗光寺山門の建築年代は、慶長五年以降である可能性が高く、建築年代的にも新高山城に存した門とすることはできない。

なお、小早川隆景は慶長二年に死去しているため、建築年代からすると隆景による建立ではないことになる。そこで、福島正則による建立と考えたい。正則は、四十九万石の大大名であり、宗光寺はその養嗣子である正之の菩提寺となっており、その門として建立したとするなら問題はないと考えられる。したがって、宗光寺山門の建築年代は、正之が死去したとされる慶長六年頃から正則が改易となる元和五年（一六一九）の間と考えられる。

六、結 語

宗光寺山門が新高山城の城門を移したという通説は、いずれも史料の根拠が乏しく信用できないことを明らかにした。また形式・規模・建築年代からも小早川隆景が建立できた可能性がないことを述べた。

宗光寺山門は、二重虹梁墓股と二重虹梁大瓶束を組み合わせたような妻飾の構成や化粧母屋桁を加えていることなど類例のない珍しい形式を持っている。また、福島正則によつて建立された可能性が高く、それを認めたとすれば、現在、正則が建てた建造物は残っていないことから貴重な遺構と言える。

(1) 移築したという年代は不詳だが、同様に三原に移されたとされる成就寺は、『三原志稿』や棟札によると天正十九年（一五九二）とされているので、その後であろう。

(2) 『増補三原志稿』（三原志稿出版会 大正元年）

(3) 文化庁編『国宝・重要文化財建造物目録』（平成二年）

(4) 『重要文化財宗光寺山門修理工事報告書』（昭和四十五年）

(5) 箕輪城（群馬県高崎市）では、発掘調査の結果、四脚門の礎石とされる遺構を検出している。詳しくは後述するが、種々の点から、二間に一間の櫓門の礎石と考えられる。

(6) 『和訓栞』（古事類苑）居処部所収）

よつあし、親王家大臣家に四足門あり、上中門あり、禁中の唐門を俗にかくもいへり。

(7) 『三原志稿』（『三原市史』第四巻資料編一所収）

天正五丁丑年、小早川隆景公御実父母毛利元就公御夫婦の御年忌に当て、本郷高山の御城中に、雲門山匡真寺といふ臨濟派の伽藍を御建立ありて（中略）隆景公御引城の折から今の地に御移し、仏殿、方丈、大庫裏、鐘樓堂、小方丈、書院、浴室、衆

寮、大門、中門、禅堂御建立あり。

なお、永祿四年（二五六一）の『毛利元就父子雄高山行向滯留日記』（『毛利家文書之二』（『大日本史料』家わけ第8）所収）によると、隆元が匡真寺を宿にしているので、天正五年は、大規模な改修であったのかもしれない。

(8) 『三原志稿』（『三原市史』第四卷資料編一所収）

万福寺（中略）寺は宗光寺の地にありけるを、宗光寺を御引あるに依て、今の地に移されし也。

(9) 『三原志稿』（『三原市史』第四卷資料編一所収）

寺領小早川公より五百石附与せさせ給ひ、毛利公よりも右建立の御由緒を以て、三百石附与せさせ給ひて、都合八百石也。

(10) 『三原志稿』（『三原市史』第四卷資料編一所収）

当山は御帰依にて御建立ありしなれば、隆景公御位牌及元就公御夫婦の御位牌を安祭するものなり。

(11) 正之の没年については、宗光寺に残る位牌（宗光寺殿天英光公大禅定門慶長六辛丑天五月五日）から慶長六年とする説と、『寛政重修諸家譜』などから慶長十二年とする説がある。近年発刊された『三原市史』第二巻通史編二では、慶長六年十二月十日付の正則の書状において三原城で正之から知行の請け取りを指示したものであることから、正之の死を慶長七年五月五日としている。

(12) 『三原志稿』（『三原市史』第四卷資料編一所収）

于時慶長五庚子年、福島公御入国ありて、養山和尚を当寺住職被仰付、此時より今の曹洞派と相改りたり、（中略）慶長六年辛丑、御嫡子刑部少輔正之公を葬り奉るに依て、隆景公の御法号、黄梅院殿泰雲紹閑大居士慶長二年丁酉、慶長六年辛丑、六月十二日、正之公の御法号、宗光寺殿天英宗光大禅定門慶長六年辛丑、五月五日、御両公の御法号に依て、泰雲山宗光寺と改し也。

(13) 『三原志稿』（『三原市史』第四卷資料編一所収）

中古以来回録にかゝり、宝器書記焼亡して委しき儀は相しれず、本藩太守君公より寺領五拾石、三谿郡敷地村之内御寄附あり、御当城より本藩へ御訴山林等、以前の通に相成、又往古ハ備前の禄所にして、芸州ハ国泰寺、備後は宗光寺と両輪に御立ありて、御国法はた諸出家の作法等両寺にて及其沙汰、佛通寺杯も宗光寺の配下に属せし也といふ。

(14) 『佛通禅寺住寺記』（『三原市史』第五卷資料編二所収）

壬子歳六月十一日新高山普請始、同廿六日隆景ワタマシアリ

(15) 『重要文化財宗光寺山門修理工事報告書』参照。

(16) 『重要文化財宗光寺山門修理工事報告書』所載の側面図では、向かつて右側の梁間方向の木鼻の形態が正面と背面とで異なっている。これは、桁行背面の木鼻を誤って描いたものである。

(17) (2) 参照。

(18) 『増補三原志稿』（備後叢書第十二巻 備後郷土史會 昭和十年）

(19) 清書本を書写した際に書き忘れたと考えることもできなくはない。しかし、その場合でも後述する四脚門という形式および規模・建築年代によつて移築説は否定することができる。

(20) 山門ハ天正十年安芸国豊田郡高山城内ヨリ移転建設ニシテ（以下略）。

(21) なお報告書では、移築説を採つたため、山門の部材の新旧判定を行つた際に当初材（高山城の城門として建つていた当時の部材）、天正移築材（天正十年当地へ移築時の補足材）、後補材（天正以降の後世補足材）の三種類に分けている。仮に移築があつたとしたら、宗光寺山門の建築年代は、最も古くみても天文二十一年となり、移築されたという天正十年とでは三十年程の差ししかない。部材の新旧判定において、そのような僅かな年代の差を彫刻や形態の違いがある場合は別にして、区別することは甚だ困難と考えられる。

(22) (6) 参照。

(23) 『海人藻芥』(『群書類従』第十七輯雜部所収)

居所ノ事。大臣家ニハ四足アリ。上中門アリ(中略)親王家。

右ニ同ジ。名家以下月卿雲客ノ亭ノ事。四足不レ可有レ之。

(24) 建仁寺勅使門・浄土寺山門・大徳寺勅使門・泉涌寺大門といつた現存例から明らかである。

(25) 「二條御城中絵図」(中井家蔵)によると唐門の西側にも四脚門があつた。また『金城温古録』によると名古屋城二の丸御殿孔雀門(藩主が儀式の時のみに使用)も四脚門であつた。

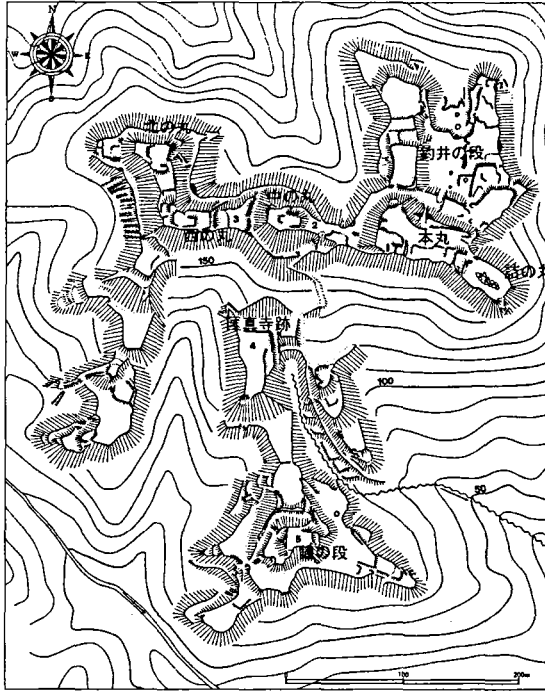
(26) 新高山城の建築については、永禄四年(一五六一)に毛利元就・隆元が新高山城を訪れた際の記録で窺うことができる。この記録によると、会所・御裏御座敷・舞台・井上春忠邸などがあつたことが分かる。

(27) 『史跡箕輪城跡Ⅶ』(史跡箕輪城跡調査報告第7集 群馬県高崎市教育委員会 平成十九年)

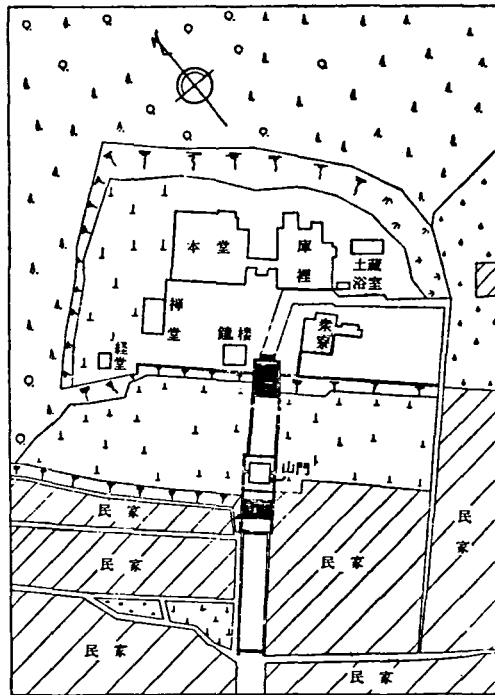
(28) 『重要文化財洞春寺山門修理工事報告書』参照。

(29) 写真はすべて三浦正幸氏撮影。

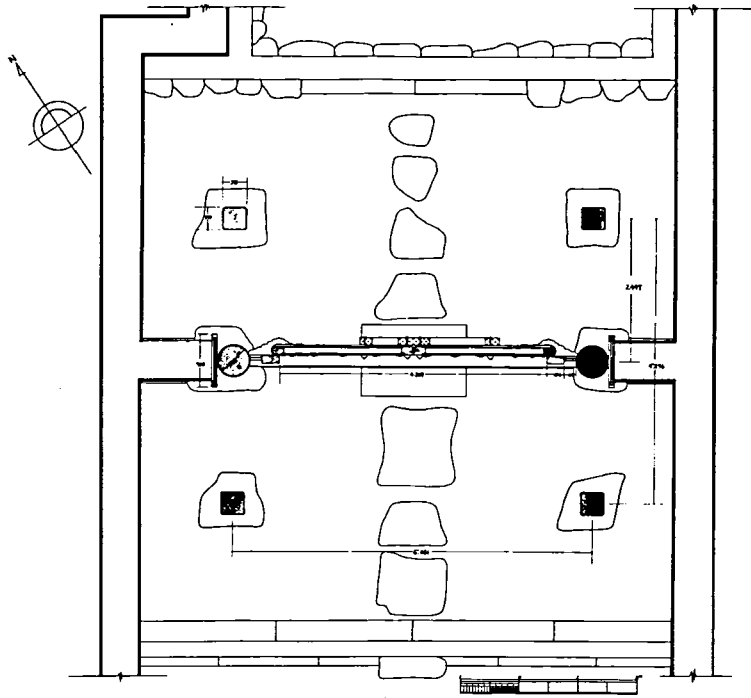
(30) 天正十五年頃の建立と考えられている巖島神社末社豊国神社本殿(千畳閣)の来迎柱の虹梁に若葉の彫刻があるが、この虹梁は明らかに明治頃の取替材である。



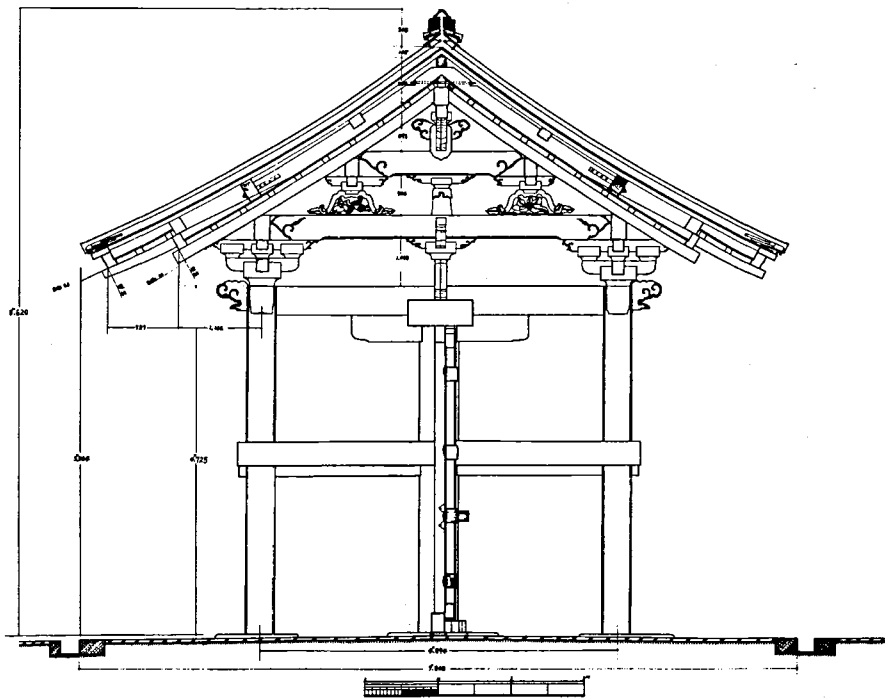
図一 新高山城縄張図
 (『広島県中世城館遺跡総合調査報告書』第3集所収図に加筆)



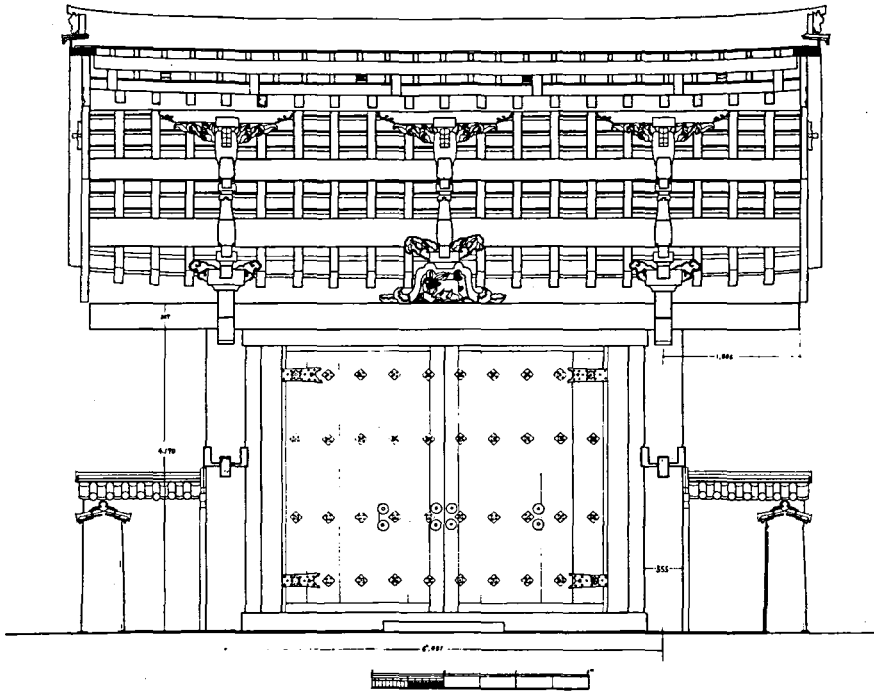
図二 宗光寺境内配置図
 (『重要文化財宗光寺山門修理工事報告書』所収)



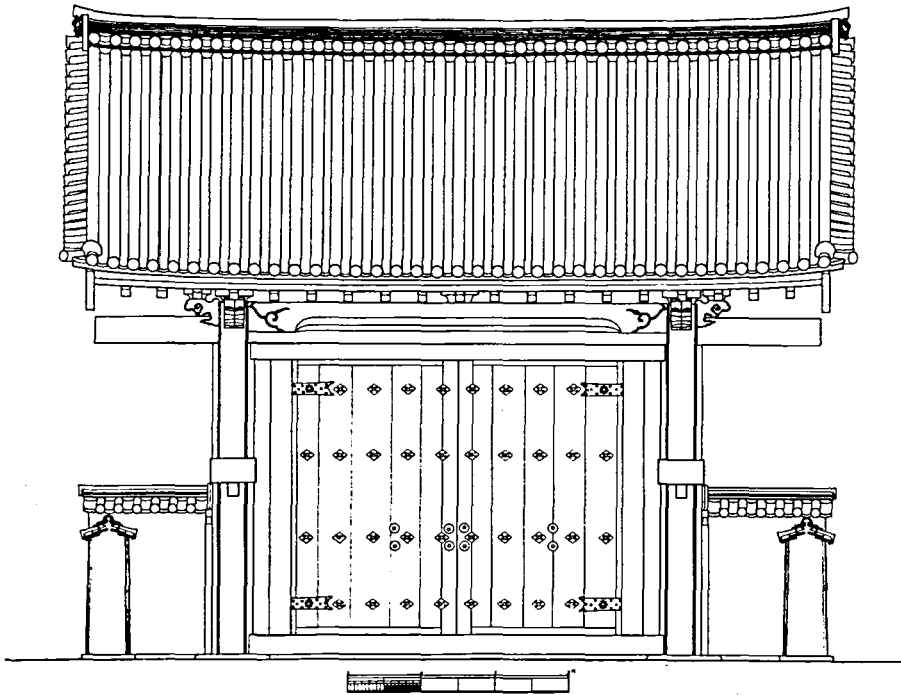
图三 宗光寺山門正面圖（文化庁所蔵圖）



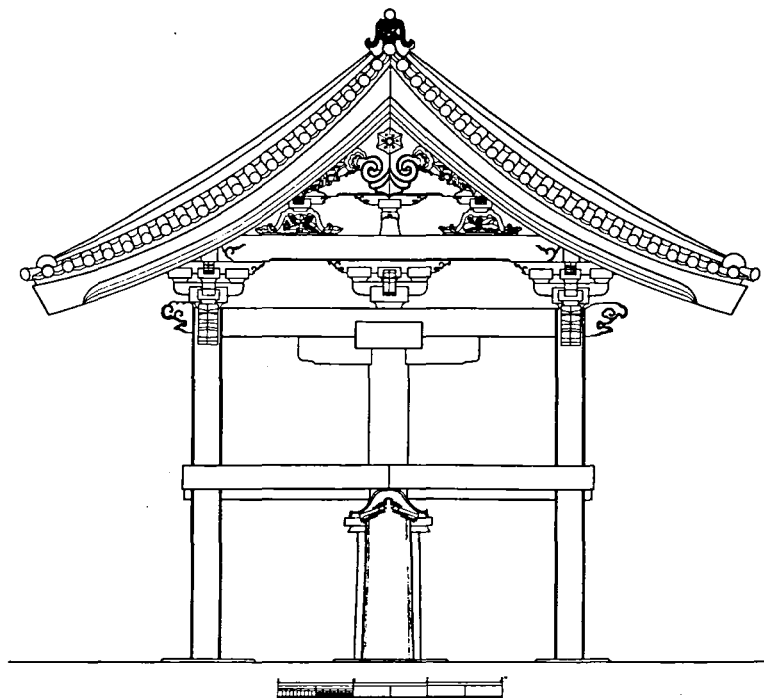
图四 宗光寺山門梁間断面圖（文化庁所蔵圖）



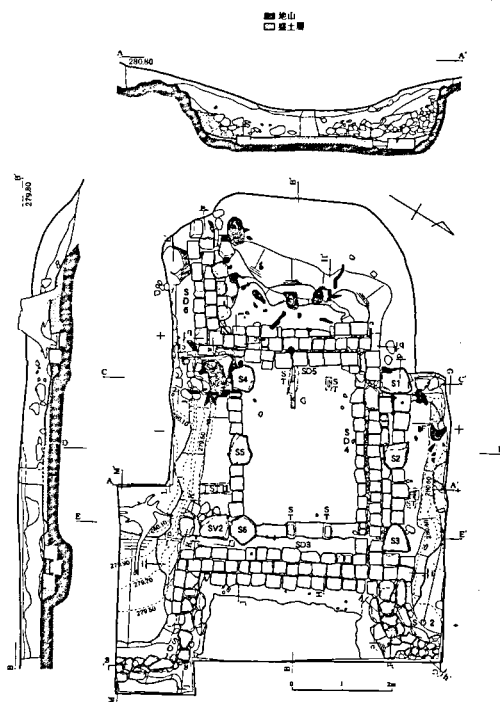
图五 宗光寺山門桁行断面図（文化庁所蔵図）



图六 宗光寺山門正門立面図（文化庁所蔵図）



图七 宗光寺山門側面立面圖（文化庁所藏圖）



图八 箕輪城御前曲輪西虎口平面圖・断面圖
（『史跡箕輪城跡Ⅶ』所収）



写真一 宗光寺山門正面虹梁形頭貫



写真二 泉穴師神社本殿向拝虹梁形頭貫



写真三 聖神社本殿向拝虹梁形頭貫



写真四 金剛寺御影堂向拝虹梁形頭貫